# ○福岡大学専任職員就業規則

昭和31年4月1日
制定

## 第1章　総則

第1条　この規則は、学校法人福岡大学寄附行為並びに労働基準法(昭和22年法律第49号)及び関係法令の精神に則り、福岡大学(病院を除く。以下「本学」という。)に所属する職員(嘱託職員及びアルバイト職員を除く。以下同じ。)の就業に関する基本的な事項を定めたものであって、これにより真に民主的な就業の条件を確立し、本学の建学の精神に基づき教育事業をより高度に達成することを目的とする。

第2条　職員の身分及び職分は、別に定める職制による。

## 第2章　服務

### 第1節　服務

第3条　職員は、この規則を誠実に守り、本学の使命を達成するため、次の事項を守らなければならない。

(1)　すべて職員は、職務に忠実であること。
(2)　常に品位を保ち、大学の名誉を害し、信用を傷つけるようなことをしないこと。
(3)　大学の秘密事項を他に洩らさないこと。
(4)　許可なく職務以外の目的で学校の設備、機械、器具その他の物品を使用しないこと。
(5)　職場は常に清浄に保つこと。
(6)　職場の秩序を乱さないこと。
(7)　職務に関し、不当な金品の借用又は贈与の利益を受けないこと。
(8)　勤務時間中みだりに職場を離れないこと。

第3条の2　職員は、健全な職場環境を確保するため、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

2　職場におけるハラスメント防止に関する規程は、別に定める。

第4条　職員は、定刻までに業務が開始できるように出勤しなければならない。

2　出勤管理については、別に定める。

第5条　新任者は、着任の日から7日以内に住民票記載事項証明書、誓約書その他学長が指示する書類を人事課に提出しなければならない。

第6条　職員が婚姻、改姓、改名、転籍、転居等を行ったとき又は扶養親族に異動が生じたときは、直ちに人事課に届け出なければならない。

第7条　職員が著書を刊行し、若しくは学術論文等を発表したとき又は本学を経由せず辞令若しくは学位を受け、その業績が履歴上に関係あるときは、その都度直ちに人事課に届け出なければならない。

第8条　職員は、災害その他緊急事態の発生を察知したときは、直ちに出勤しなければならない。

第9条　職員は、命により当直勤務をしなければならない。

第10条　業務上又は保安上必要と認めたときは、常直のほか日直又は夜直を命ずることがある。

第11条　業務上出張を命ぜられたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

第12条　業務上出張を要するときは、所定の出張命令簿により学長の承認を得なければならない。

第13条　出張した者は、帰着後遅滞なく文書をもって所属長を経て学長に報告しなければならない。

第14条　職員が業務の都合上他に配置換えを命ぜられたときは、正当かつ特別の理由なくしてこれを拒むことはできない。

第15条　職員は、勤務に関してその希望及び意見を所属長又は事務局長を経て学長に申し出ることができる。

第2節　勤務時間

第16条　専任の教育職員は、授業、研究指導、研修、会議、教務、厚生補導、診療等に従事しなければならない。ただし、研修を自宅においてしようとする者は、学長の承認を得なければならない。

2　専任の教育職員の学年における1週間の基準授業時間数及び最高授業時間数は、次のとおりとする。

| 区分 | 基準授業時間数 | 最高授業時間数 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 第1類　講義、演習、特演、論文、外書講読、専門科目の外国語等 | 10 | 14 |
| 第2類　外国語、体育実技等 | 13 | 21 |
| 第3類　実験、実習等 | 16 | 28 |

3　前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めたときは、最高授業時間数を第1類にあっては2時間、第2類にあっては3時間、第3類にあっては4時間それぞれ延長することができる。

第16条の2　在外研究員・海外研修員及び国内研修員を命ぜられた者が、出張期間中の授業を実施しない場合には、当該研究員の基準授業時間数及び最高授業時間数は、前条第2項、第3項及び給与規程第32条の規定にかかわらず、実施した期間(前期又は後期)における時間数をもってする。

2　前項の研究員の出張期間中、代講にかかる授業時間数(前期又は後期)は、当該代講者の授業時間数に上積することとし、学年に通算しない。

第17条　事務職員、教育技術職員及び労務職員の1週間における所定労働時間数は、40時間とする。

2　通常勤務者の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。

(1)　A勤務

始業時刻　午前8時50分

休憩時間　午前11時45分～午後0時30分

(土曜日は除く。)

終業時刻　午後4時50分

(土曜日は午後0時35分)

(2)　B勤務

始業時刻　午後1時20分

(土曜日は午後5時35分)

休憩時間　午後6時～午後6時45分

(土曜日は除く。)

終業時刻　午後9時20分

3　前項の規定にかかわらず、業務の都合により第1項に定める労働時間を超えない範囲において、勤務時間及び休憩時間を変更することがある。

第3節　休日及び休暇

第18条　職員の休日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(3)　年末年始の休日(12月28日から翌年1月4日まで。)
(4)　盆休(8月13日から8月15日まで。ただし、この期間中に日曜日があるときは8月16日まで。)
(5)　その他学長の定める休日

第18条の2　業務の都合でやむを得ない場合には、休日を他の日と振り替えることがある。
2　前項により休日を振り替えるときは、その翌日(出張中の者については帰着翌日)から原則として1週間以内の特定の勤務日をあらかじめ休日に指定するものとする。

第19条　事務職員、教育技術職員及び労務職員は、事業に支障のない時、1年間(4月1日から翌年3月31日まで)を通じて、次の区分により年次有給休暇を受けることができる。
在職5年以上の者　20日
在職4年以上5年未満の者　19日
在職3年以上4年未満の者　18日
在職2年以上3年未満の者　17日
在職1年以上2年未満の者　16日
在職9月以上1年未満の者　15日
在職6月以上9月未満の者　10日
在職3月以上6月未満の者　5日
在職3月未満の者　なし

第20条　職員が次の各号の一に該当するときは、届出によって特別休暇を受けることができる。
(1)　本人の婚姻　7日
(2)　妻の出産　3日
(3)　忌引

| | | |
|---|---|---|
| ア　配偶者 | 10日 | |
| | (血族) | (姻族) |
| イ　父母 | 7日 | 3日 |
| ウ　子 | 5日 | 1日 |
| エ　祖父母、兄弟姉妹 | 3日 | 1日 |
| オ　伯叔父母、孫 | 1日 | 1日 |

生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

葬祭のため遠隔地に赴く必要のある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

(4)　公民としての権利又は義務を行使する場合　その都度必要と認められる時間

(5)　天災、地変、交通機関の事故その他不可抗力と認められる事由により出勤不可能と認められる場合　その都度必要と認められる日又は時間

(6)　業務上の負傷又は疾病　医師が必要と認める期間

(7)　女子職員の生理　就業が著しく困難な日

(8)　女子職員の出産

ア　産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)

イ　産後8週間(産後6週間を経過し、本人が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

(9)　女子職員が生後満1年に達しない生児を保育するとき　1日2回、それぞれ30分

## 第4節　時間外勤務及び休日勤務

第21条　業務の都合により職員を第17条及び第18条の規定にかかわらず時間外勤務又は休日勤務をさせることがある。

2　前項の場合、労働基準法で定める時間を超えるときは、同法に定める手続を経て行う。

第22条　満18歳未満の職員には、時間外勤務及び休日勤務を命じない。

## 第5節　出退勤、外出、欠勤及び私事旅行等

第23条　職員は、出退勤の時間を厳守しなければならない。

第24条　遅刻した場合は、所属長に届け出たうえ、直ちに勤務につかなければならない。

2　早退及び私用外出その他勤務時間中に勤務場所を離れるときは、所属長に届け出てその許可を得なければならない。

第25条　病気その他やむを得ない理由により欠勤・休講欠勤し、又は休暇を受けようとする者は、所定の手続をもって所属長に届け出なければならない。

2　やむを得ない事由により前項の届出をなし得ないときは、事後遅滞なくこれを行わなければならない。

3　病気欠勤が1週間以上に及ぶときは、第1項の届出のほか、医師の診断書を提出しなければならない。

第25条の2　妊娠中及び出産後1年以内における母性健康管理の措置については、別に定める。

第26条　職員が旅行その他により3日以上任地又は居住地を離れるときは、その事由、日時及び行先その他必要事項を記載した書面を事前に提出して、学長の承認を受けなければならない。

第6節　兼職

第27条　職員は、学外の業務に従事してはならない。ただし、勤務にさしつかえなく、かつ、学長の許可する場合はこの限りでない。(基準としては週4時間とする。)

第3章　休職、育児休業、介護休業、退職及び解雇

第1節　休職、育児休業及び介護休業

第28条　職員が次の各号の一に該当するときは、休職を命ずることがある。

(1)　正当な理由なくして欠勤引続き1カ月に及んだとき、この場合の休職期間は、その都度定める。

(2)　心身の故障のため欠勤に引続き勤務を欠くとき、この場合の休職期間は、2カ年以内(結核性疾患による場合は3カ年以内)とする。

(3)　刑事事件により起訴されたとき、この場合の休職期間は、判決の確定するまでとする。ただし、2カ年を超えることができない。

(4)　本務遂行上支障を生ずると認められる公職に就任したとき、この場合の休職期間は、当該公職在任中とする。

(5)　その他学長が必要と認めたとき、この場合の休職期間は、その都度定める。

2　前項第2号の欠勤の日数は、学校法人福岡大学職員の私傷病による休職、復職等に関する規程に定めるところによる。

第28条の2　育児休業、介護休業、子の看護休暇等に関する規程は、別に定める。

第2節　退職及び解雇

第29条　職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

(1)　定年に達したとき。

(2)　退職を願い出て承認されたとき。

(3)　雇用期間の定めある場合は、その期間が満了したとき。

(4)　休職期間が満了し、復職を命ぜられないとき。

(5)　死亡したとき。

(6)　その他退職が妥当と認められたとき。

第30条　職員が次の各号の一に該当するときは、解雇する。

(1)　懲戒解雇に付せられたとき。

(2)　身体又は精神の衰弱その他により勤務に堪えられないと認められたとき。
(3)　職務に適しないと認められたとき。
(4)　本務遂行上、支障を生ずると認められる職務に就任したとき。
(5)　やむを得ない業務上の都合によるとき。
(6)　天災地変その他のやむを得ない理由により、事業の継続ができなくなったとき。

第31条　職員が次の各号の一に該当する期間中は、解雇することができない。
(1)　業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間
(2)　産前産後の女子職員が第20条第8号の規定により休暇を受ける期間及びその後30日間
2　前項第1号に該当する場合において、療養開始後3年を経過しても傷病が癒らない場合にあっては、平均賃金の1,200日分の打切補償を行い、退職させることができる。

第32条　職員が退職しようとするときは、その1カ月以前に退職願を提出しなければならない。

第33条　職員の定年に関する規程は、別に定める。

第4章　給与及び退職金

第34条　給与については、別に定める給与規程による。

第35条から第38条まで　削除

第39条　職員が出張を命ぜられたときは、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

第40条　職員が退職するとき、又は解雇されたときは、別に定める退職金規程により退職金を支給する。

第5章　安全、保健、衛生及び災害補償

第41条　職員は、春季及び秋季に行われる定期健康診断を受けなければならない。
2　前項のほか、必要に応じて臨時に健康診断又は予防注射若しくは予防接種を行うことがある。
3　健康診断の結果に基づいて、適当な療養その他の処置を指示することがある。

第41条の2　本学は、精神衛生上の不調を未然に防止するため、希望する職員に対し、年1回、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)及

びその結果に基づく面接指導等を行う制度として、ストレスチェック制度を実施する。
2　前項のストレスチェック制度の実施については、別に定める。

第42条　職員が、感染性の疾病、精神病にかかり、又は本学の指示する医師により健康上勤務不適当と認められたときは、当該職員の就業を禁ずる。

第43条　職員は、その同居家族、同居人に感染症患者又はその擬似患者が発生したときは、直ちに所属長を経て学長に届け出なければならない。この場合において、当該職員の就業を禁ずることがある。

第44条　火災その他災害の発生を発見し、又は予見した場合は、応急の処置を講ずるとともに直ちに関係各方面と連絡をとり、被害防止に努めなければならない。

第45条　災害補償については、労働基準法第8章の定めるところによる。

## 第6章　表彰及び懲戒

第46条　職員が次の各号の一に該当するときは、これを表彰する。
(1)　学術上有益な発明、発見又は優秀な考案、改良等により学会あるいは本学の運営に著しく貢献したと認められたとき。
(2)　人物、技能、勤務成績ともに優秀にして、他の模範と認められたとき。
(3)　非常災害時における人命救助、財産保全等に対する献身的行為又は災害防止に対する顕著な功績のあったとき。
(4)　永年勤続し、その勤務成績優秀と認められたとき。
(5)　その他本学の運営上、特別の功績又は善行のあったとき。
2　表彰は、表彰状を授与し、そのほか副賞として賞品又は賞金を贈る。

第46条の2　表彰は、大学協議会の議を経て学校法人福岡大学がこれを行う。

第47条　職員がこの規則のほか本学の諸規程に違反したとき又は職務上の義務を怠ったときは、次項によりこれを懲戒する。
2　懲戒の理由、種類及び内容については、別に定める。
3　懲戒に該当する疑いがある場合は、これの確定するまで、学長は一定期間登学を停止することができる。

第48条　懲戒は、懲戒委員会の答申に基づき、大学協議会の議を経て、学校法人福岡大学がこれを行う。ただし、懲戒解雇の場合は理事会の議を経るものとする。

2　懲戒委員会及び懲戒の手続については、別に定める。

附　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。